

尼崎市スポーツ推進審議会の傍聴について

1 傍聴者の定員

原則として 10 人以内とします。ただし、会長が認めた場合はこの限りではありません。

2 傍聴の手続き等

- (1) 傍聴を希望される方は、当日、会議開催 10 分前に会議場前にお越しいただき、傍聴券交付申請書に住所、氏名等必要事項を記入してください。
- (2) 定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとしますが、希望者が定員を超えるときは抽選を行い、傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴される方は、傍聴券を受け取り、会議場への入退場の際に係員へ提示し、傍聴を終えたときに返還してください。

3 傍聴することができない方

次のいずれかに該当する方は、傍聴することができません。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方
- (2) 酒気を帯びていると認められる方
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している方
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している方
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、携帯電話、録音機、録画機器の類を携帯している方（ただし、会長の許可を得た方を除きます。）
- (7) 児童及び乳幼児（ただし、会長が認めた場合はこの限りではありません。）
- (8) 上記のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた方

4 傍聴にあたっての注意事項

傍聴するにあたっては、係員の指示に従うとともに、次の事項をお守りください。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと
違反があったときは、退場を命じることがあります。

5 その他

- (1) 審議会において公開しないこととされた事項が協議される場合は、会議場から速やかに退出してください。
- (2) 会議場からの退出に当たっては、会議資料を返却してください。

以 上